**◇　療養補償の請求に関する必要書類**

|  |
| --- |
| ○　指定医療機関（大阪府医師会加入医療機関）の場合(1)　診療依頼書(2)　療養の給付請求書（様式第５号）(3)　地方公務員災害補償療養費請求書（青色レセプト） |
| ○　指定医療機関以外（柔道整復師、歯科、府外の医療機関、薬局等）の場合療養補償請求書（様式第６号） |
| ○　治療費等を被災職員が負担した場合(1)　療養補償請求書（様式第６号）(2)　その他請求内容に応じた次の書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 請求内容 | 添付書類 | 添付書類の内容 |
| ① 治療費を自己負担した場合 | ａ．請求明細の証明（様式第６号の裏面）ｂ．領収書 | ａ．請求額の内訳・明細について、医療機関の証明を受ける。（医療機関で様式第６号の裏面の必要事項を記載、一番下の事実証明欄に記載・押印を受ける（又は、診療報酬明細書・調剤報酬明細書（いわゆる「レセプト」）の写し添付でも可）） |
| ②治療中の補装具（コルセット、補装具等）を購入した場合 | ａ．医師による「補装具必要意見書兼装着証明書」ｂ．領収書ｃ．補装具の明細書（領収書に記載されている場合は不要） | 補装具の使用を必要とする具体的理由を記載した医師の意見書・使用したことを証する証明書 |
| 1. 治療材料

・ガーゼ、包帯等を実費負担した場合 | a.医師による「治療材料必要意見書」b.領収書 | 当該材料を治療上必要とする具体的理由を記載した医師の意見書※特に⻭科補綴の場合は、被災職員が健保適用外の治療材料を用いなければならない医学的理由が認められる場合のみ。 |
| ・歯科補綴に健康保険の基準以上の材質を使用して治療した場合 | a.歯科医師による「歯科意見書」b.領収書 |
| ④ 入院で個室又は上級室を使用した場合 | ａ．医師による「差額室使用理由書」ｂ．領収書 | 個室又は上級室を必要とする具体的理由・期間等を記載した医師の理由書 |
| ⑤ 通院のため電車・バス等の交通機関を利用した場合 | ａ．医師による「通院証明書」ｂ．被災職員作成の「交通機関利用明細書」ｃ．通勤届ｄ．通院、通勤の経路図 | ａ．通院の事実に関する医師の証明書ｂ．交通機関の利用明細ｃ．通勤手当を受けている区間との重複の有無の確認ｄ．市販地図の写しに通院・通勤経路を明示した経路図 |
| ⑥ 傷病の部位及び状況等から、やむを得ずタクシー等を利用した場合 | ａ．医師による「通院証明書」ｂ．医師による「タクシー利用必要意見書」ｃ．タクシー料金領収書ｄ．通院、通勤の経路図 | b.タクシー等を利用しなければならなかった理由、期間を記載した医師の証明書d.どこからどこまでタクシーを利用したかわかるもの |
| ⑦ 傷病の部位および状況等から、やむを得ずマイカー等を利用した場合 | ａ．医師による「通院証明書」資P17ｄ．通院、通勤の経路図e．マイカーを使用した理由書（様式自由） | マイカーを使用した場合は、医師による意見書は不要。ただし、マイカーを利用したやむを得ない事情（公共交通機関がない、あっても本数が少なく時間がかかる、傷病により公共交通機関の利用が難しい等）の理由書が必要 |

 |